

大船渡市告示第 18 号

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により、経営管理権集積計画を定めたので、同法第 7 条第 1 項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 12 日

大船渡市長 淵 上 清

1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり

2 縦覧場所
大船渡市農林水産部農林課

3 権利の設定
本告示により、大船渡市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。